

改正派遣法に基づくマージン率等の情報公開

ヤマトコンタクトサービス株式会社

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づき、当社の労働者派遣事業の状況に関する情報をご提供しております。

対象期間		2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日
マージン率※	全社平均	直前の事業年度における派遣実績がないため算出なし
派遣労働者の数	1 日平均	0 人（実績なし）
派遣先の実数		0 件（実績なし）
派遣料金の平均額	1 人／1 日 (8 時間当たり)	直前の事業年度における派遣実績がないため記載なし
派遣社員の賃金平均額	1 人／1 日 (8 時間当たり)	直前の事業年度における派遣実績がないため記載なし
教育/訓練	対象者	当社の全ての派遣労働者
	実施頻度	全ての派遣労働者に対し毎年 8 時間以上
	内容	派遣労働者のキャリア段階に応じて有給かつ無償で提供 ・初期研修: 入職時コンプライアンス、情報セキュリティ、 ビジネスマナー等の基礎研修。 ・段階的研修: 経験年数や職種に応じた専門スキル向上研修、 キャリアアップ研修。
	キャリア相談	・相談窓口（EX 推進室）：03-6756-9625
	実施機会	・派遣労働者の希望に応じて随時実施 ・派遣期間が 1 年を超える場合、年 1 回以上の機会提供

※マージン率に含まれる事業運営に必要な経費について

派遣請求料金から派遣社員の賃金を除いた金額（マージン）を派遣請求料金と比較した比率がマージン率となりますが、以下の派遣事業の運営に必要となる経費が含まれています。

- ①社会保険料 : 労災保険料、雇用保険料、健康保険料の会社負担分
- ②有給休暇費用 : 派遣社員の有給休暇に対する給料
- ③事業運営費用 : 派遣事業に係る社員の人件費、事業運営に必要なシステムの維持費、
募集広告費及び会社間接部門の経費等

※2018 年 10 月以降の労働者派遣の実績はありません